

【表紙】

| | |
|--|--|
| 【提出書類】 | 訂正有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2026年6月16日提出 |
| 【発行者名】 | 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 代表取締役社長 小林 隆宏 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都港区芝公園一丁目1番1号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 北添 道生 |
| 【電話番号】 | 03-6453-3610 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】 | SMT 米国高配当&自社株買いファンド（年4回決算型） |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】 | (1)当初自己設定額 2億円を上限とします。 (2)継続申込額 10兆円を上限とします。 該当事項はありません。 |
| 【縦覧に供する場所】 | |

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、有価証券報告書を提出したこと等に伴い、2025年10月14日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報に更新するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

<訂正前> 及び <訂正後> に記載している下線部 _____ は訂正部分を示し、<更新・訂正後> に記載している内容は、当該内容にて原届出書が更新されます。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1 ファンドの性格

(1) ファンドの目的及び基本的性格

<訂正前>

(前略)

<基本的性格>

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

(中略)

なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でもご覧いただけます。

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

(後略)

<訂正後>

(前略)

<基本的性格>

一般社団法人資産運用業協会が定める分類方法における、当ファンドの商品分類及び属性区分は下記の通りです。

(中略)

なお、一般社団法人資産運用業協会のホームページ (<https://www.imaj.or.jp/>) でもご覧いただけます。

一般社団法人資産運用業協会が定める「商品分類に関する指針」に基づくファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

(後略)

(3) ファンドの仕組み

<訂正前>

(前略)

委託会社の概況 (2025年 8月29日現在)

(後略)

<訂正後>

(前略)

委託会社の概況 (2026年 4月30日現在)

(後略)

2 投資方針

(2) 投資対象

<訂正前>

（前略）

(参考)マザーファンドの概要

「米国高配当&自社株買いマザーファンド」の概要

（中略）

(3)運用制限

（中略）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

<訂正後>

（前略）

(参考)マザーファンドの概要

「米国高配当&自社株買いマザーファンド」の概要

（中略）

(3)運用制限

（中略）

一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

(5)投資制限

<訂正前>

<約款に定める投資制限>

（中略）

タ．一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

レ．デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

<訂正後>

<約款に定める投資制限>

（中略）

- タ．一般社団法人資産運用業協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの投資信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人資産運用業協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- レ．デリバティブ取引等について、一般社団法人資産運用業協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、投資信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

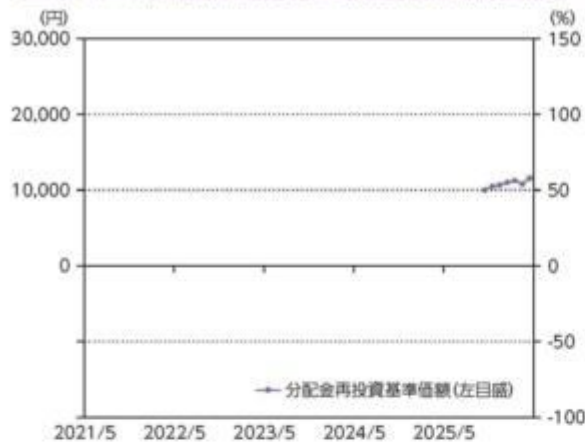
3 投資リスク

〔参考情報〕を以下の内容に更新・訂正します。

<更新・訂正後>

【参考情報】

当ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



*当ファンドは設定から基準日まで1年経過していないため、表示に必要とする年間騰落率のデータが不足しております。従って、当ファンドの年間騰落率は記載していません。

*当ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



*2021年5月～2026年4月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンド及び他の代表的な資産クラスについて表示し、当ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。他の代表的な資産クラス全てが当ファンドの投資対象とは限りません。

*当ファンドは設定から基準日まで1年経過していないため、表示に必要とする年間騰落率のデータが不足しております。従って、当ファンドの年間騰落率は記載していません。

各資産クラスの指数について

| | |
|--|---|
| 日本株 TOPIX (東証株価指数) (配当込み) | TOPIX (東証株価指数)とは、株式会社JPXが算出、公表する指数で、日本の株式市場を広く網羅するとともに、投資対象としての可能性を有するマーケット・ベンチマークで、浮動株ベースの時価総額加重方式により算出されます。(配当込み)指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数の指数値及び同指数に係る標準又は商標は、株式会社JPX(以下「JPX」という。))の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウ及び同指数に係る標準又は商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、JPXにより提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対してもJPXは責任を負いません。 |
| 先進国株 MSCIコクサイインデックス (配当込み、円ベース) | MSCIコクサイインデックスとは、MSCI Inc.が開発した日本を除く世界の主要国の株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。 |
| 新興国株 MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース) | MSCIエマージング・マーケット・インデックスとは、MSCI Inc.が開発した世界の新興国株式市場の動きを表す株価指数で、株式時価総額をベースに算出されます。また「配当込み」指数は、配当収益を考慮して算出した株価指数です。同指数に関する著作権等の知的財産権及びその他の一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。 |
| 日本国債 NOMURA-BPI国債 | NOMURA-BPI国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ・コンサルティング株式会社が公表する、国内で発行された公募固定利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスを基に計算されます。同指数の知的財産権は野村フィデューシャリー・リサーチ・コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ・コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、同指数を用いて行われる当社の事業活動・サービスに関し一切責任を負いません。 |
| 先進国債 FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース) | FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。FTSE Fixed Income LLCは、本ファンドのスポンサーではなく、本ファンドの推奨、販売あるいは販売促進を行っておりません。このインデックスのデータは、情報提供のみを目的としており、FTSE Fixed Income LLCは、当該データの正確性及び完全性を保証せず、またデータの誤謬、遅延又は遅延につき何ら責任を負いません。このインデックスに対する著作権等の知的財産その他一切の権利はFTSE Fixed Income LLCに帰属します。 |
| 新興国債 FMOEグローバル・ボンドインデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイ (円ベース) | 本指数は、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承諾なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2014, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved. |

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円ベース指数を使用しております。

4 手数料等及び税金

(5) 課税上の取扱い

< 訂正前 >

(前略)

上記は、2025年 8月29日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

(後略)

< 訂正後 >

（前略）

上記は、2026年4月30日現在のものですので、税法等が改正された場合等には、上記の内容が変更される場合があります。

（後略）

（参考情報）ファンドの総経費率を以下の内容に更新・訂正します。

< 更新・訂正後 >

（参考情報）ファンドの総経費率

直近の運用報告書作成対象期間におけるファンドの総経費率は以下の通りです。

| 総経費率(1+2) | 運用管理費用の比率① | その他費用の比率② |
|-----------|------------|-----------|
| 1.60% | 0.99% | 0.61% |

※対象期間は2025年10月31日～2026年3月16日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。)を期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5 運用状況

< 更新・訂正後 >

以下は、2026年4月30日現在の状況について記載してあります。

SMT 米国高配当&自社株買いファンド（年4回決算型）

（1）投資状況

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計(円) | 投資比率(%) |
|---------------------|------|-------------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 420,586,278 | 99.95 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 207,525 | 0.05 |
| 合計(純資産総額) | | 420,793,803 | 100.00 |

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、本ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

（2）投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

| 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量 | 帳簿価額(円)単価 | 帳簿価額(円)金額 | 評価額(円)単価 | 評価額(円)金額 | 投資比率(%) |
|------|-----------|--------------------|-------------|-----------|-------------|----------|-------------|---------|
| 日本 | 親投資信託受益証券 | 米国高配当&自社株買いマザーファンド | 360,399,553 | 1.1079 | 399,292,832 | 1.1670 | 420,586,278 | 99.95 |

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 種類別投資比率

| 種類 | 投資比率(%) |
|-----------|---------|
| 親投資信託受益証券 | 99.95 |
| 合計 | 99.95 |

(注)投資比率は、本ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

投資不動産物件

該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

純資産の推移

| | | 純資産総額（円） | | 1万口当たりの純資産額（円） | |
|---------|---------------|-------------|-------------|----------------|--------|
| | | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第1特定期間末 | (2026年 3月16日) | 383,889,467 | 402,982,129 | 10,455 | 10,975 |
| | 2025年10月末日 | 200,000,001 | | 10,000 | |
| | 11月末日 | 320,635,519 | | 10,483 | |
| | 12月末日 | 372,535,119 | | 10,652 | |
| | 2026年 1月末日 | 395,338,399 | | 10,971 | |
| | 2月末日 | 413,960,417 | | 11,241 | |
| | 3月末日 | 384,067,365 | | 10,271 | |
| | 4月末日 | 420,793,803 | | 11,004 | |

分配の推移

| | 期 間 | 1万口当たりの分配金（円） |
|--------|-------------------------|---------------|
| 第1特定期間 | 2025年10月31日～2026年 3月16日 | 540 |

収益率の推移

| | 期 間 | 収益率（％） |
|--------|-------------------------|--------|
| 第1特定期間 | 2025年10月31日～2026年 3月16日 | 10.0 |

(注1)収益率とは、各特定期間末の基準価額(分配落)から前特定期間末の基準価額(分配落)を控除した額に特定期間中の分配金累計額を加算し、前特定期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字です。

(注2)小数第2位を四捨五入しております。

(4) 設定及び解約の実績

| | 期 間 | 設定口数（口） | 解約口数（口） | 発行済み口数（口） |
|--------|-------------------------|-------------|------------|-------------|
| 第1特定期間 | 2025年10月31日～2026年 3月16日 | 419,400,253 | 52,233,661 | 367,166,592 |

(注1)第1特定期間の設定口数には、当初設定口数を含みます。

(注2)当該特定期間中において、本邦外における設定または解約の実績はありません。

(参考)

米国高配当&自社株買いマザーファンド

投資状況

| 資産の種類 | 国/地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|---------------------|--------|-------------|---------|
| 株式 | アメリカ | 389,913,916 | 92.71 |
| | アイルランド | 16,838,965 | 4.00 |
| | 小計 | 406,752,881 | 96.71 |
| 投資信託受益証券 | アメリカ | 5,733,060 | 1.36 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | | 8,089,960 | 1.92 |

| | | |
|-----------|-------------|--------|
| 合計(純資産総額) | 420,575,901 | 100.00 |
|-----------|-------------|--------|

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

投資資産

投資有価証券の主要銘柄

イ. 評価額上位銘柄明細

| 国/地域 | 種類 | 銘柄名 | 業種 | 数量 | 帳簿価額(円)単価 | 帳簿価額(円)金額 | 評価額(円)単価 | 評価額(円)金額 | 投資比率(%) |
|--------|----|-----------------------------|------------------------|-------|-----------|-----------|------------|------------|---------|
| アイルランド | 株式 | SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 108 | 43,828.17 | 4,733,443 | 103,178.88 | 11,143,320 | 2.65 |
| アメリカ | 株式 | ZOOM COMMUNICATIONS INC | ソフトウェア・サービス | 560 | 13,363.69 | 7,483,669 | 15,358.94 | 8,601,010 | 2.05 |
| アメリカ | 株式 | CF INDUSTRIES HOLDINGS INC | 素材 | 422 | 17,093.54 | 7,213,478 | 20,334.24 | 8,581,051 | 2.04 |
| アメリカ | 株式 | TEXAS INSTRUMENTS | 半導体・半導体製造装置 | 198 | 27,395.49 | 5,424,308 | 43,180.19 | 8,549,679 | 2.03 |
| アメリカ | 株式 | F5 INC | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 155 | 40,218.29 | 6,233,835 | 52,631.98 | 8,157,957 | 1.94 |
| アメリカ | 株式 | STATE STREET CORP | 金融サービス | 329 | 20,375.73 | 6,703,617 | 24,170.77 | 7,952,184 | 1.89 |
| アメリカ | 株式 | EXPEDIA GROUP INC | 消費者サービス | 196 | 36,050.10 | 7,065,820 | 40,188.92 | 7,877,029 | 1.87 |
| アメリカ | 株式 | PINTEREST INC- CLASS A | メディア・娯楽 | 2,457 | 3,041.93 | 7,474,031 | 3,164.49 | 7,775,163 | 1.85 |
| アメリカ | 株式 | UNITED THERAPEUTICS CORP | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 84 | 82,004.23 | 6,888,356 | 91,593.91 | 7,693,889 | 1.83 |
| アメリカ | 株式 | BOOKING HOLDINGS INC | 消費者サービス | 275 | 30,586.83 | 8,411,380 | 27,904.65 | 7,673,779 | 1.82 |
| アメリカ | 株式 | CISCO SYSTEMS | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 532 | 12,076.38 | 6,424,639 | 14,366.13 | 7,642,782 | 1.82 |
| アメリカ | 株式 | EOG RESOURCES INC | エネルギー | 340 | 17,443.65 | 5,930,843 | 22,313.45 | 7,586,575 | 1.80 |
| アメリカ | 株式 | ALPHABET INC-CL A | メディア・娯楽 | 135 | 47,617.24 | 6,428,328 | 56,126.87 | 7,577,128 | 1.80 |
| アメリカ | 株式 | QUALCOMM | 半導体・半導体製造装置 | 298 | 22,211.23 | 6,618,947 | 25,020.83 | 7,456,210 | 1.77 |
| アメリカ | 株式 | NETAPP INC | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 427 | 17,571.38 | 7,502,980 | 17,426.37 | 7,441,061 | 1.77 |
| アメリカ | 株式 | METLIFE INC | 保険 | 584 | 12,402.42 | 7,243,015 | 12,664.39 | 7,396,006 | 1.76 |
| アメリカ | 株式 | FORTINET INC | ソフトウェア・サービス | 532 | 13,232.68 | 7,039,789 | 13,811.18 | 7,347,549 | 1.75 |
| アメリカ | 株式 | DICK'S SPORTING GOODS INC | 一般消費財・サービス流通・小売り | 208 | 34,055.08 | 7,083,457 | 35,285.79 | 7,339,446 | 1.75 |
| アメリカ | 株式 | SYNCHRONY FINANCIAL | 金融サービス | 609 | 11,745.39 | 7,152,944 | 12,048.49 | 7,337,535 | 1.74 |
| アメリカ | 株式 | PRICE T ROWE GROUP INC | 金融サービス | 451 | 16,189.28 | 7,301,367 | 16,114.38 | 7,267,587 | 1.73 |

| | | | | | | | | | |
|------|----|-----------------------------|--------------------|-------|-----------|-----------|-----------|-----------|------|
| アメリカ | 株式 | STARBUCKS CORP | 消費者サービス | 421 | 13,429.45 | 5,653,800 | 16,921.14 | 7,123,802 | 1.69 |
| アメリカ | 株式 | PRINCIPAL FINANCIAL GROUP | 保険 | 445 | 13,647.71 | 6,073,232 | 15,979.65 | 7,110,947 | 1.69 |
| アメリカ | 株式 | VISA INC-CLASS A SHARES | 金融サービス | 131 | 52,676.61 | 6,900,636 | 53,708.19 | 7,035,774 | 1.67 |
| アメリカ | 株式 | APPLE INC | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 160 | 43,282.15 | 6,925,145 | 43,332.56 | 6,933,211 | 1.65 |
| アメリカ | 株式 | EXPEDITORS INTL WASH INC | 運輸 | 290 | 22,259.97 | 6,455,393 | 23,864.42 | 6,920,684 | 1.65 |
| アメリカ | 株式 | MASTERCARD INC-CLASS A | 金融サービス | 82 | 83,755.21 | 6,867,928 | 84,241.63 | 6,907,814 | 1.64 |
| アメリカ | 株式 | TRADE DESK INC/THE -CLASS A | メディア・娯楽 | 1,766 | 3,929.68 | 6,939,825 | 3,908.70 | 6,902,772 | 1.64 |
| アメリカ | 株式 | AIRBNB INC-CLASS A | 消費者サービス | 305 | 21,270.92 | 6,487,631 | 22,499.50 | 6,862,350 | 1.63 |
| アメリカ | 株式 | EXXON MOBIL | エネルギー | 276 | 19,195.46 | 5,297,948 | 24,807.52 | 6,846,876 | 1.63 |
| アメリカ | 株式 | AUTOMATIC DATA PROCESS | 商業・専門サービス | 198 | 34,176.29 | 6,766,906 | 34,493.47 | 6,829,708 | 1.62 |

(注1)国/地域は、発行体の所在地によって記載しております。

(注2)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 種類別及び業種別の投資比率

| 種類 | 国内/外国 | 業種 | 投資比率 (%) |
|--------------------|-------|------------------------|-------------|
| 株式 | 外国 | エネルギー | 3.43 |
| | | 素材 | 3.34 |
| | | 資本財 | 4.44 |
| | | 商業・専門サービス | 1.62 |
| | | 運輸 | 3.27 |
| | | 耐久消費財・アパレル | 4.01 |
| | | 消費者サービス | 9.86 |
| | | メディア・娯楽 | 5.29 |
| | | 一般消費財・サービス流通・小売り | 6.07 |
| | | 食品・飲料・タバコ | 4.31 |
| | | 家庭用品・パーソナル用品 | 3.93 |
| | | ヘルスケア機器・サービス | 1.32 |
| | | 医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス | 7.63 |
| | | 金融サービス | 8.68 |
| | | 保険 | 6.62 |
| | | ソフトウェア・サービス | 9.26 |
| テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 9.82 | | |
| 半導体・半導体製造装置 | 3.81 | | |
| | 小計 | 96.71 | |
| 投資信託受益証券 | | | 1.36 |
| 合計 | | | 98.08 |

(注)投資比率は、マザーファンドの純資産総額に対する当該有価証券または当該業種の時価の比率です。

投資不動産物件


該当事項はありません。

その他投資資産の主要なもの

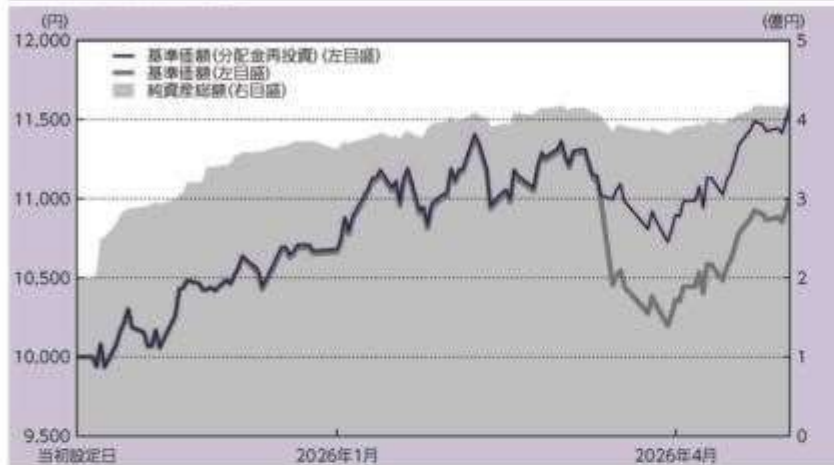
該当事項はありません。

参考情報

交付目論見書に記載するファンドの運用実績


運用実績

当初設定日：2025年10月31日
作成基準日：2026年4月30日


基準価額・純資産の推移


基準価額 11,004円

純資産総額 4.21億円

分配の推移

(1万口当たり、税引前)

| 決算期 | 分配金 |
|----------|------|
| 2025年12月 | 20円 |
| 2026年3月 | 520円 |
| — | — |
| — | — |
| — | — |

直近1年間
分配金合計額 540円

設定来
分配金合計額 540円

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、あるいは分配金が支払われない場合があります。

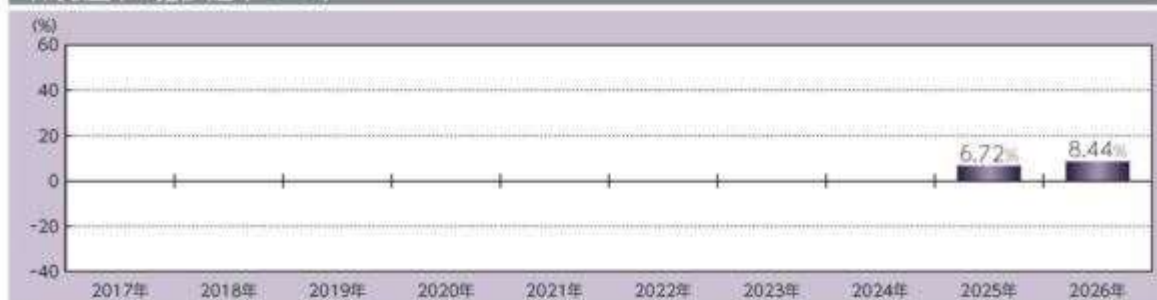
※基準価額(分配金再投資)は、分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※上記グラフは当初設定日から作成基準日までを表示しております。

主要な資産の状況

| 銘柄名 | 国/地域 | 種類 | 業種 | 実質投資比率 |
|-----------------------------|------|----|--------------------|--------|
| SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS | アメリカ | 株式 | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 2.6% |
| ZOOM COMMUNICATIONS INC | アメリカ | 株式 | ソフトウェア・サービス | 2.0% |
| CF INDUSTRIES HOLDINGS INC | アメリカ | 株式 | 薬材 | 2.0% |
| TEXAS INSTRUMENTS | アメリカ | 株式 | 半導体・半導体製造装置 | 2.0% |
| F5 INC | アメリカ | 株式 | テクノロジー・ハードウェアおよび機器 | 1.9% |
| STATE STREET CORP | アメリカ | 株式 | 金融サービス | 1.9% |
| EXPEDIA GROUP INC | アメリカ | 株式 | 消費者サービス | 1.9% |
| PINTEREST INC- CLASS A | アメリカ | 株式 | メディア・娯楽 | 1.8% |
| UNITED THERAPEUTICS CORP | アメリカ | 株式 | 医薬品・バイオテクノロジー | 1.8% |
| BOOKING HOLDINGS INC | アメリカ | 株式 | 消費者サービス | 1.8% |

※実質投資比率は純資産総額に対する比率です。

年間収益率の推移(暦年ベース)


※収益率は分配金(税引前)を再投資したものと計算しております。

※2025年は当初設定日から年末までの収益率です。また、2026年は年初から作成基準日までの収益率です。

※ファンには、ベンチマークはありません。

記載された運用実績は過去のものであり、将来の運用成果を約束するものではありません。

運用の内容等は、表紙に記載されている委託会社のホームページ等でご確認いただけます。

第2【管理及び運営】
3 資産管理等の概要
(1) 資産の評価

< 訂正前 >

< 基準価額の算出方法 >

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

（後略）

< 訂正後 >

< 基準価額の算出方法 >

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券及び借入公社債を除きます。）を法令及び一般社団法人資産運用業協会規則に従って時価評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

（後略）

第3【ファンドの経理状況】

<更新・訂正後>

(1)当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)」並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則(平成12年総理府令第133号)」に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2)当ファンドの計算期間は6ヶ月未満であるため、財務諸表は6ヶ月毎に作成しております。

(3)当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1特定期間(2025年10月31日から2026年3月16日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

1 財務諸表

SMT 米国高配当&自社株買いファンド(年4回決算型)

(1) 貸借対照表

(単位:円)

| | | 第1特定期間 (2026年 3月16日現在) |
|-----------------|--|---------------------------|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | | 1,375,626 |
| 親投資信託受益証券 | | 383,697,069 |
| 未収入金 | | 19,003,083 |
| 未収利息 | | 26 |
| 流動資産合計 | | 404,075,804 |
| 資産合計 | | 404,075,804 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払収益分配金 | | 19,092,662 |
| 未払解約金 | | 128,407 |
| 未払受託者報酬 | | 32,002 |
| 未払委託者報酬 | | 927,959 |
| その他未払費用 | | 5,307 |
| 流動負債合計 | | 20,186,337 |
| 負債合計 | | 20,186,337 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | | 367,166,592 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | | 16,722,875 |
| (分配準備積立金) | | 8,427,967 |
| 元本等合計 | | 383,889,467 |
| 純資産合計 | | 383,889,467 |
| 負債純資産合計 | | 404,075,804 |

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

| 第1特定期間 自 2025年10月31日 至 2026年 3月16日 | |
|---|------------|
| 営業収益 | |
| 受取利息 | 2,790 |
| 有価証券売買等損益 | 33,098,815 |
| 営業収益合計 | 33,101,605 |
| 営業費用 | |
| 受託者報酬 | 43,948 |
| 委託者報酬 | 1,274,437 |
| その他費用 | 7,284 |
| 営業費用合計 | 1,325,669 |
| 営業利益又は営業損失() | 31,775,936 |
| 経常利益又は経常損失() | 31,775,936 |
| 当期純利益又は当期純損失() | 31,775,936 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() | 1,574,833 |
| 期首剰余金又は期首欠損金() | - |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 8,887,063 |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 8,887,063 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 2,593,778 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 2,593,778 |
| 分配金 | 19,771,513 |
| 期末剰余金又は期末欠損金() | 16,722,875 |

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

| | |
|--------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、基準価額で評価しております。 |
| 2. その他 | ファンドの計算期間 第1特定期間は期首が設定日のため、2025年10月31日から2026年 3月16日までとなっております。 |

(貸借対照表に関する注記)

| 第1特定期間 (2026年 3月16日現在) | |
|----------------------------|--------------------------------------|
| 1. 特定期間の末日における受益権の総数 | 367,166,592口 |
| 2. 特定期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | 1.0455円 (1万口当たり純資産額) (10,455円) |

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

| 第1特定期間 自 2025年10月31日 至 2026年 3月16日 | | |
|--|----------------|--------------|
| 分配金の計算過程 | | |
| 第1期 自 2025年10月31日 至 2025年12月15日 | | |
| 項目 | A | 544,130円 |
| 費用控除後の配当等収益額 | B | 16,620,197円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | C | 2,386,680円 |
| 収益調整金額 | D | - 円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | E=A+B+C+D | 19,551,007円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 339,425,810口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | G=E/F × 10,000 | 576円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 20円 |

| 第1特定期間 自 2025年10月31日 至 2026年 3月16日 | | |
|--|-----------------------|--------------|
| 収益分配金金額 | $I=F \times H/10,000$ | 678,851円 |
| 第2期 自 2025年12月16日 至 2026年 3月16日 | | |
| 項目 | | |
| 費用控除後の配当等収益額 | A | 1,522,476円 |
| 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額 | B | 11,514,300円 |
| 収益調整金額 | C | 8,294,908円 |
| 分配準備積立金額 | D | 14,483,853円 |
| 当ファンドの分配対象収益額 | $E=A+B+C+D$ | 35,815,537円 |
| 当ファンドの期末残存口数 | F | 367,166,592口 |
| 1万口当たり収益分配対象額 | $G=E/F \times 10,000$ | 975円 |
| 1万口当たり分配金額 | H | 520円 |
| 収益分配金金額 | $I=F \times H/10,000$ | 19,092,662円 |

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

| | 第1特定期間 自 2025年10月31日 至 2026年 3月16日 |
|-------------------|--|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 |
| 2. 金融商品の内容及びそのリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 |
| 3. 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。 |

2. 金融商品の時価等に関する事項

| | 第1特定期間 (2026年 3月16日現在) |
|----------------------------|---|
| 1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2. 時価の算定方法 | (1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 |
| 3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（重要な後発事象に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

元本の移動

| 区分 | 第1特定期間 自 2025年10月31日 至 2026年 3月16日 |
|----------------|--|
| 投資信託財産に係る元本の状況 | |
| 期首元本額 | 200,000,000円 |
| 期中追加設定元本額 | 219,400,253円 |
| 期中一部解約元本額 | 52,233,661円 |

（有価証券に関する注記）

売買目的有価証券

| 種類 | 第1特定期間 (2026年 3月16日現在) |
|-----------|---------------------------|
| | 最終の計算期間の損益に含まれた評価差額(円) |
| 親投資信託受益証券 | 14,063,706 |
| 合計 | 14,063,706 |

（デリバティブ取引に関する注記）

該当事項はありません。

（4）附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

| 種類 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額(円) | 備考 |
|-----------|--------------------|-------------|-------------|----|
| 親投資信託受益証券 | 米国高配当&自社株買いマザーファンド | 346,515,912 | 383,697,069 | |
| 合計 | | 346,515,912 | 383,697,069 | |

(注)券面総額欄の数値は、口数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは親投資信託受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上されている親投資信託受益証券の状況は次のとおりであります。

なお、以下は参考情報であり、監査意見の対象外であります。

米国高配当&自社株買いマザーファンド

貸借対照表

| | 2026年 3月16日現在 |
|---------|---------------|
| 項目 | 金額(円) |
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| 預金 | 5,093,564 |
| コール・ローン | 25,930,393 |
| 株式 | 371,338,616 |
| 未収配当金 | 330,160 |
| 未収利息 | 508 |
| 流動資産合計 | 402,693,241 |

| | 2026年 3月16日現在 |
|-------------|---------------|
| 項目 | 金額（円） |
| 資産合計 | 402,693,241 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払解約金 | 19,003,083 |
| 流動負債合計 | 19,003,083 |
| 負債合計 | 19,003,083 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 346,515,912 |
| 剰余金 | |
| 剰余金又は欠損金（ ） | 37,174,246 |
| 元本等合計 | 383,690,158 |
| 純資産合計 | 383,690,158 |
| 負債純資産合計 | 402,693,241 |

注記表

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| | 2026年 3月16日現在 |
|------------------------|---|
| 1. 有価証券の評価基準及び評価方法 | 株式 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所等における計算日に知りうる直近の日の最終相場（最終相場のないものについては、それに準じる価額）又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。 |
| 2. デリバティブの評価基準及び評価方法 | 為替予約取引 個別法に基づき、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客先物売買相場の仲値によって計算しております。 |
| 3. 外貨建資産・負債の本邦通貨への換算基準 | 投資信託財産に属する外貨建資産・負債の円換算は、原則として、わが国における計算日又は計算日に知りうる直近の日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算しております。 なお、外貨建資産等については、「投資信託財産の計算に関する規則（平成12年総理府令第133号）」第60条の規定に基づき、通貨の種類ごとに勘定を設けて、邦貨建資産等と区分する方法を採用しております。従って、外貨の売買については、同規則第61条の規定により処理し、為替差損益を算定しております。 |
| 4. 収益及び費用の計上基準 | (1) 受取配当金 株式は、原則として配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。 投資信託受益証券は、原則として収益分配金落の売買が行われる日において、当該収益分配金額を計上しております。 (2) 為替予約取引による為替差損益 約定日基準で計上しております。 |

（貸借対照表に関する注記）

| | 2026年 3月16日現在 |
|----------------------------|---|
| 1. 計算期間の末日における受益権の総数 | 346,515,912口 |
| 2. 計算期間の末日における1単位当たりの純資産の額 | 1口当たり純資産額 1.1073円 (1万口当たり純資産額) (11,073円) |

（金融商品に関する注記）

1. 金融商品の状況に関する事項

| | 2026年 3月16日現在 |
|-----------------|---|
| 1. 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。 |

| 2026年 3月16日現在 | |
|------------------|---|
| 2.金融商品の内容及びそのリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。 これらは、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等の市場リスク、信用リスク、流動性リスク等に晒されております。 また、当ファンドは、投資信託財産に属する資産の価格変動リスクを回避するため、並びに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現するため、為替予約取引を行っております。当該デリバティブ取引に係る主要なリスクは、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変動により損失が発生する信用リスクであります。 |
| 3.金融商品に係るリスク管理体制 | 運用部門から独立した運用監理部が、運用に関するリスク管理（流動性リスク管理等を含む）と法令等遵守状況のモニタリングを担当し、毎月開催される運用・リスク委員会等に報告します。 |

2.金融商品の時価等に関する事項

| 2026年 3月16日現在 | |
|---------------------------|---|
| 1.貸借対照表計上額、時価及びその差額 | 貸借対照表上の金融商品は原則として時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2.時価の算定方法 | (1)有価証券 売買目的有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。 |
| 3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 |

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

(その他の注記)

元本の移動

| 区分 | 2026年 3月16日現在 |
|-----------------------------|---------------|
| 投資信託財産に係る元本の状況 | |
| 期首 | 2025年10月31日 |
| 期首元本額 | 199,900,000円 |
| 期中追加設定元本額 | 189,973,333円 |
| 期中一部解約元本額 | 43,357,421円 |
| 期末元本額 | 346,515,912円 |
| 期末元本額の内訳 | |
| SMT 米国高配当&自社株買いファンド(年4回決算型) | 346,515,912円 |

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

| 種類 | 2026年 3月16日現在 | |
|----|--------------------|-----------|
| | 当期間の損益に含まれた評価差額(円) | |
| 株式 | | 3,280,052 |
| 合計 | | 3,280,052 |

(注)当計算期間の損益に含まれた評価差額は、「米国高配当&自社株買いマザーファンド」の期首日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間に対応する金額であります。

(デリバティブ取引に関する注記)

該当事項はありません。

附属明細表

第1 有価証券明細表
(1)株式

| 通貨 | 銘柄 | 株式数 (株) | 評価額 | | 備考 |
|---------------------|-----------------------------|------------|-----------|-----------|----|
| | | | 単価 | 金額 | |
| アメリカドル | EOG RESOURCES INC | 316 | 133.60 | 42,217.60 | |
| | EXXON MOBIL | 263 | 156.12 | 41,059.56 | |
| | CF INDUSTRIES HOLDINGS INC | 391 | 129.57 | 50,661.87 | |
| | NEWMONT CORPORATION | 316 | 109.58 | 34,627.28 | |
| | LOCKHEED MARTIN CORP | 60 | 646.00 | 38,760.00 | |
| | SNAP-ON INC | 104 | 367.51 | 38,221.04 | |
| | WATSCO INC | 99 | 368.39 | 36,470.61 | |
| | AUTOMATIC DATA PROCESS | 190 | 208.52 | 39,618.80 | |
| | C.H. ROBINSON WORLDWIDE INC | 216 | 169.39 | 36,588.24 | |
| | EXPEDITORS INTL WASH INC | 267 | 142.55 | 38,060.85 | |
| | DECKERS OUTDOOR CORP | 355 | 100.78 | 35,776.90 | |
| | LULULEMON ATHLETICA INC | 231 | 157.78 | 36,447.18 | |
| | NVR INC | 5 | 6,466.56 | 32,332.80 | |
| | AIRBNB INC-CLASS A | 305 | 126.30 | 38,521.50 | |
| | BOOKING HOLDINGS INC | 11 | 4,241.26 | 46,653.86 | |
| | CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC | 1,105 | 32.52 | 35,934.60 | |
| | DARDEN RESTAURANTS INC | 193 | 202.37 | 39,057.41 | |
| | EXPEDIA GROUP INC | 192 | 228.37 | 43,847.04 | |
| | STARBUCKS CORP | 421 | 99.15 | 41,742.15 | |
| | ALPHABET INC-CL A | 125 | 302.28 | 37,785.00 | |
| | PINTEREST INC- CLASS A | 2,328 | 18.18 | 42,323.04 | |
| | TRADE DESK INC/THE -CLASS A | 1,683 | 27.34 | 46,013.22 | |
| | BEST BUY COMPANY INC | 660 | 62.59 | 41,309.40 | |
| | DICK'S SPORTING GOODS INC | 189 | 192.16 | 36,318.24 | |
| | O'REILLY AUTOMOTIVE INC | 429 | 91.54 | 39,270.66 | |
| | ULTA BEAUTY INC | 60 | 535.72 | 32,143.20 | |
| | ALTRIA GROUP INC | 592 | 67.89 | 40,190.88 | |
| | HERSHEY FOODS CORPORATION | 172 | 217.09 | 37,339.48 | |
| | PHILIP MORRIS INTERNATIONAL | 220 | 174.66 | 38,425.20 | |
| | CLOROX COMPANY | 320 | 110.68 | 35,417.60 | |
| | COLGATE-PALMOLIVE CO | 418 | 88.84 | 37,135.12 | |
| | PROCTER & GAMBLE CO | 249 | 150.65 | 37,511.85 | |
| | MCKESSON CORP | 42 | 940.91 | 39,518.22 | |
| ABBVIE INC | 175 | 219.68 | 38,444.00 | | |
| GILEAD SCIENCES INC | 272 | 144.99 | 39,437.28 | | |
| INCYTE CORP | 406 | 92.54 | 37,571.24 | | |
| JOHNSON & JOHNSON | 164 | 241.52 | 39,609.28 | | |

| | | | |
|-----------------------------|--------|----------|-------------------------------|
| UNITED THERAPEUTICS CORP | 80 | 536.12 | 42,889.60 |
| MASTERCARD INC-CLASS A | 78 | 497.99 | 38,843.22 |
| PRICE T ROWE GROUP INC | 395 | 88.59 | 34,993.05 |
| STATE STREET CORP | 314 | 121.34 | 38,100.76 |
| SYNCHRONY FINANCIAL | 592 | 63.78 | 37,757.76 |
| VISA INC-CLASS A SHARES | 120 | 307.14 | 36,856.80 |
| CINCINNATI FINANCIAL CORP | 238 | 163.82 | 38,989.16 |
| FIDELITY NATIONAL FINANCIAL | 786 | 47.57 | 37,390.02 |
| METLIFE INC | 515 | 67.97 | 35,004.55 |
| PRINCIPAL FINANCIAL GROUP | 424 | 85.83 | 36,391.92 |
| ACCENTURE PLC-CL A | 197 | 196.65 | 38,740.05 |
| ADOBE INC | 156 | 249.32 | 38,893.92 |
| FAIR ISAAC CORP | 29 | 1,131.22 | 32,805.38 |
| FORTINET INC | 482 | 83.44 | 40,218.08 |
| WORKDAY INC-CLASS A | 304 | 133.09 | 40,459.36 |
| ZOOM COMMUNICATIONS INC | 560 | 74.10 | 41,496.00 |
| APPLE INC | 153 | 250.12 | 38,268.36 |
| CISCO SYSTEMS | 515 | 78.33 | 40,339.95 |
| F5 INC | 146 | 289.31 | 42,239.26 |
| NETAPP INC | 407 | 98.66 | 40,154.62 |
| SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS | 108 | 383.71 | 41,440.68 |
| QUALCOMM | 289 | 129.82 | 37,517.98 |
| TEXAS INSTRUMENTS | 194 | 190.78 | 37,011.32 |
| アメリカドル 小計 | 20,626 | | 2,329,164.00 (371,338,616) |
| 合 計 | 20,626 | | 371,338,616 (371,338,616) |

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

有価証券明細表注記

- 通貨ごとの小計の欄における()内は、邦貨換算額であります。
- 合計金額欄の記載は、邦貨額であります。()内は、外貨建有価証券に係るもので、内書であります。
- 通貨の表示は、外貨についてはその通貨の単位、邦貨については円単位で表示しております。
- 外貨建有価証券の通貨別内訳

| 通貨 | 銘柄数 | 組入株式 時価比率 | 合計金額に 対する比率 |
|--------|---------|--------------|----------------|
| アメリカドル | 株式 60銘柄 | 100.0% | 100.0% |

(注)時価比率は、通貨ごとの有価証券の合計金額に対する比率であります。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2 ファンドの現況

SMT 米国高配当&自社株買いファンド（年4回決算型）

純資産額計算書

（2026年 4月30日現在）

| | |
|----------------|--------------|
| 資産総額 | 423,670,504円 |
| 負債総額 | 2,876,701円 |
| 純資産総額（ - ） | 420,793,803円 |
| 発行済口数 | 382,414,145口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.1004円 |
| （1万口当たり純資産額） | （11,004円） |

（参考）

米国高配当&自社株買いマザーファンド

純資産額計算書

（2026年 4月30日現在）

| | |
|----------------|--------------|
| 資産総額 | 422,221,712円 |
| 負債総額 | 1,645,811円 |
| 純資産総額（ - ） | 420,575,901円 |
| 発行済口数 | 360,399,553口 |
| 1口当たり純資産額（ / ） | 1.1670円 |
| （1万口当たり純資産額） | （11,670円） |

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1 委託会社等の概況

< 訂正前 >

(1) 資本金の額（2025年 8月29日現在）

（中略）

(2) 委託会社の機構

（中略）

委託会社の機構は2025年10月14日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

< 訂正後 >

(1) 資本金の額（2026年 4月30日現在）

（中略）

(2) 委託会社の機構

（中略）

委託会社の機構は2026年 4月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2 事業の内容及び営業の概況

< 訂正前 >

（前略）

2025年8月29日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

| | 本数（本） | 純資産総額（百万円） |
|------------|-------|------------|
| 追加型株式投資信託 | 527 | 16,742,852 |
| 追加型公社債投資信託 | 0 | 0 |
| 単位型株式投資信託 | 42 | 118,771 |
| 単位型公社債投資信託 | 49 | 153,631 |
| 合計 | 618 | 17,015,254 |

< 訂正後 >

（前略）

2026年4月30日現在、委託会社が運用の指図を行っている証券投資信託（マザーファンドを除きます。）は次の通りです。

| | 本数（本） | 純資産総額（百万円） |
|------------|-------|------------|
| 追加型株式投資信託 | 519 | 17,524,335 |
| 追加型公社債投資信託 | 0 | 0 |
| 単位型株式投資信託 | 33 | 91,347 |
| 単位型公社債投資信託 | 49 | 145,062 |
| 合計 | 601 | 17,760,744 |

3 委託会社等の経理状況

<更新・訂正後>

(1) 委託者である三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社（以下「委託者」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

また、委託者の中間財務諸表は財務諸表等規則並びに同規則第2条、第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表及び中間財務諸表の金額については、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。

(2) 委託者は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第39期事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

また、第40期事業年度の中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により中間監査を受けております。

(1) 貸借対照表

| | (単位：百万円) | |
|----------|-----------------------|-----------------------|
| | 前事業年度 (2024年3月31日) | 当事業年度 (2025年3月31日) |
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| 現金及び預金 | 14,909 | 18,950 |
| 金銭の信託 | 18,596 | 18,214 |
| 前払費用 | 429 | 238 |
| 未収委託者報酬 | 10,943 | 12,164 |
| 未収運用受託報酬 | 5,967 | 6,523 |
| 未収収益 | 185 | 198 |
| 短期差入証拠金 | 3,660 | 2,476 |
| その他 | 4,074 | 3,072 |
| 流動資産合計 | 58,767 | 61,839 |
| 固定資産 | | |
| 有形固定資産 | | |
| 建物 | 1 219 | 1 189 |
| 器具備品 | 1 436 | 1 338 |
| その他 | 1 - | 1 4 |
| 有形固定資産合計 | 655 | 532 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | 7,463 | 7,143 |
| その他 | 61 | 78 |
| 無形固定資産合計 | 7,524 | 7,221 |
| 投資その他の資産 | | |
| 投資有価証券 | 5,753 | 7,241 |
| 関係会社株式 | 6,077 | 6,077 |
| 繰延税金資産 | 1,196 | 1,184 |

| | | |
|------------|--------|--------|
| その他 | 31 | 31 |
| 投資その他の資産合計 | 13,058 | 14,534 |
| 固定資産合計 | 21,238 | 22,289 |
| 資産合計 | 80,005 | 84,128 |

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (2024年3月31日) | 当事業年度 (2025年3月31日) |
|-----------------|-----------------------|-----------------------|
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 86 | 66 |
| 未払金 | 8,475 | 8,472 |
| 未払収益分配金 | 0 | 0 |
| 未払手数料 | 5,524 | 6,159 |
| その他未払金 | 2,951 | 2,313 |
| 未払費用 | 797 | 993 |
| 未払法人税等 | 694 | 1,743 |
| 賞与引当金 | 719 | 769 |
| その他 | 957 | 705 |
| 流動負債合計 | 11,730 | 12,751 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 975 | 1,104 |
| 資産除去債務 | 154 | 154 |
| その他 | 42 | 60 |
| 固定負債合計 | 1,171 | 1,319 |
| 負債合計 | 12,902 | 14,071 |
| 純資産の部 | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,000 | 2,000 |
| 資本剰余金 | | |
| その他資本剰余金 | 17,239 | 17,239 |
| 資本剰余金合計 | 17,239 | 17,239 |
| 利益剰余金 | | |
| 利益準備金 | 500 | 500 |
| その他利益剰余金 | | |
| 別途積立金 | 2,100 | 2,100 |
| 繰越利益剰余金 | 45,974 | 48,819 |
| 利益剰余金合計 | 48,574 | 51,419 |
| 株主資本合計 | 67,813 | 70,658 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 360 | 454 |

| | | |
|------------|--------|--------|
| 繰延ヘッジ損益 | 1,071 | 1,056 |
| 評価・換算差額等合計 | 710 | 601 |
| 純資産合計 | 67,103 | 70,057 |
| 負債・純資産合計 | 80,005 | 84,128 |

(2) 損益計算書

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|----------|--|--|
| 営業収益 | | |
| 委託者報酬 | 44,551 | 50,052 |
| 運用受託報酬 | 11,077 | 12,144 |
| その他営業収益 | 356 | 369 |
| 営業収益合計 | 55,985 | 62,566 |
| 営業費用 | | |
| 支払手数料 | 22,341 | 25,372 |
| 広告宣伝費 | 342 | 258 |
| 公告費 | 0 | 1 |
| 調査費 | 5,796 | 6,470 |
| 調査費 | 1,172 | 1,511 |
| 委託調査費 | 4,610 | 4,945 |
| 図書費 | 14 | 13 |
| 営業雑経費 | 5,887 | 6,296 |
| 通信費 | 78 | 126 |
| 印刷費 | 439 | 406 |
| 協会費 | 56 | 57 |
| 諸会費 | 29 | 45 |
| 情報機器関連費 | 5,193 | 5,570 |
| その他営業雑経費 | 89 | 89 |
| 営業費用合計 | 34,369 | 38,399 |
| 一般管理費 | | |
| 給料 | 6,981 | 7,585 |
| 役員報酬 | 385 | 476 |
| 給料・手当 | 5,432 | 5,753 |
| 賞与 | 1,163 | 1,355 |
| 退職給付費用 | 278 | 305 |
| 福利費 | 747 | 812 |
| 交際費 | 13 | 13 |
| 旅費交通費 | 191 | 175 |
| 租税公課 | 276 | 300 |
| 不動産賃借料 | 328 | 324 |
| 寄付金 | 0 | - |
| 減価償却費 | 2,239 | 2,501 |
| 業務委託費 | 1,544 | 1,399 |

| | | |
|---------|--------|--------|
| 諸経費 | 1,637 | 1,394 |
| 一般管理費合計 | 14,239 | 14,813 |
| 営業利益 | 7,376 | 9,353 |

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 138 | 64 |
| 収益分配金 | 0 | 1 |
| 金銭の信託運用益 | 4,007 | - |
| 投資有価証券売却益 | 1 | 150 |
| 投資有価証券償還益 | 1 | 0 |
| その他 | 12 | 27 |
| 営業外収益合計 | 4,162 | 243 |
| 営業外費用 | | |
| 金銭の信託運用損 | - | 207 |
| 投資有価証券売却損 | 33 | 17 |
| 投資有価証券償還損 | 1 | 257 |
| 為替差損 | 1,273 | 660 |
| デリバティブ費用 | 3,613 | 47 |
| その他 | 3 | 107 |
| 営業外費用合計 | 4,925 | 1,296 |
| 経常利益 | 6,613 | 8,300 |
| 特別損失 | | |
| システム移行関連費用 | - | 147 |
| 特別損失合計 | - | 147 |
| 税引前当期純利益 | 6,613 | 8,153 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,931 | 2,519 |
| 法人税等還付税額 | - | 129 |
| 法人税等調整額 | 95 | 25 |
| 法人税等合計 | 2,027 | 2,364 |
| 当期純利益 | 4,585 | 5,788 |

(3) 株主資本等変動計算書

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位：百万円)

| | 株主資本 | | |
|-------------------------|-------|----------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | |
| | | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 2,000 | 17,239 | 17,239 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | |
| 当期純利益 | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - |
| 当期末残高 | 2,000 | 17,239 | 17,239 |

| | 株主資本 | | | | 株主資本合計 |
|-------------------------|-------|----------|-------------|-------------|--------|
| | 利益剰余金 | | | 利益剰余金 合計 | |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | |
| | | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 500 | 2,100 | 44,755 | 47,355 | 66,595 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | 3,367 | 3,367 | 3,367 |
| 当期純利益 | | | 4,585 | 4,585 | 4,585 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | 1,218 | 1,218 | 1,218 |
| 当期末残高 | 500 | 2,100 | 45,974 | 48,574 | 67,813 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|---------|------------|--------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 49 | 510 | 460 | 66,134 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | 3,367 |
| 当期純利益 | | | | 4,585 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 310 | 560 | 250 | 250 |
| 当期変動額合計 | 310 | 560 | 250 | 968 |
| 当期末残高 | 360 | 1,071 | 710 | 67,103 |

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | |
|-------------------------|-------|----------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | |
| | | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 2,000 | 17,239 | 17,239 |
| 当期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | |
| 当期純利益 | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | - |
| 当期末残高 | 2,000 | 17,239 | 17,239 |

| | 株主資本 | | | | 株主資本合計 |
|-------------------------|-------|----------|-------------|-------------|--------|
| | 利益剰余金 | | | 利益剰余金 合計 | |
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | |
| | | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 500 | 2,100 | 45,974 | 48,574 | 67,813 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | 2,943 | 2,943 | 2,943 |
| 当期純利益 | | | 5,788 | 5,788 | 5,788 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | 2,845 | 2,845 | 2,845 |
| 当期末残高 | 500 | 2,100 | 48,819 | 51,419 | 70,658 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|-------------------------|------------------|---------|------------|--------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等合計 | |
| 当期首残高 | 360 | 1,071 | 710 | 67,103 |
| 当期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | 2,943 |
| 当期純利益 | | | | 5,788 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | 94 | 14 | 108 | 108 |
| 当期変動額合計 | 94 | 14 | 108 | 2,954 |
| 当期末残高 | 454 | 1,056 | 601 | 70,057 |

注記事項

（重要な会計方針）

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法によっております。

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しております。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

2. デリバティブの評価基準及び評価方法

時価法によっております。

3. 金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生事業年度に損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当事業年度末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を一部適用しております。

7. 収益及び費用の計上基準

当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 投資信託委託業務

当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」という。）に応じて手数料を受領しております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(2) 投資一任業務

当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(3) 投資助言業務

当社は、投資顧問（助言）契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(4) 成功報酬

当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。

8. ヘッジ会計の会計処理

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は関係会社株式及び投資有価証券であります。

(3) ヘッジ方針

自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有効性を判定しております。

9. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

（未適用の会計基準等）

リースに関する会計基準等

・「リースに関する会計基準」（企業会計基準第34号 2024年9月13日）

・「リースに関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日）

ほか、関連する企業会計基準、企業会計基準適用指針、実務対応報告及び移管指針の改正

(1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手のすべてのリースについて資産・負債を計上する等の取扱いを定めるもの。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による影響は、評価中であります。

（貸借対照表関係）

1有形固定資産の減価償却累計額

| | 前事業年度 (2024年3月31日) | | 当事業年度 (2025年3月31日) | |
|------|-----------------------|-----|-----------------------|-----|
| 建 物 | 220 | 百万円 | 253 | 百万円 |
| 器具備品 | 823 | " | 942 | " |
| その他 | - | " | 1 | " |

| | | | | |
|---|-------|---|-------|---|
| 計 | 1,044 | " | 1,197 | " |
|---|-------|---|-------|---|

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式（株） | 3,000 | - | - | 3,000 |

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------------|-------------|------------|------------|
| 2023年6月23日 定時株主総会 | 普通株式 | 3,367 | 1,122,459 | 2023年3月31日 | 2023年6月26日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(百万円) | 配当金の原資 | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------------|--------|-------------|------------|------------|
| 2024年6月20日 定時株主総会 | 普通株式 | 2,943 | 利益剰余金 | 981,032 | 2024年3月31日 | 2024年6月21日 |

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当事業年度末 |
|---------|---------|----|----|--------|
| 普通株式（株） | 3,000 | - | - | 3,000 |

2. 自己株式に関する事項
該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(百万円) | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------------|-------------|------------|------------|
| 2024年6月20日 定時株主総会 | 普通株式 | 2,943 | 981,032 | 2024年3月31日 | 2024年6月21日 |

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2025年6月20日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額(百万円) | 配当金の原資 | 1株当たり配当額(円) | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------------|--------|-------------|------------|------------|
| 2025年6月20日 定時株主総会 | 普通株式 | 999 | 利益剰余金 | 333,333 | 2025年3月31日 | 2025年6月23日 |

(リ・ス取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資信託の運用を業として行っており、資金運用については、自社が運用する投資信託の商品性維持を目的として、当該投資信託を金銭の信託及び投資有価証券として保有しているほか、短期的な預金を中心とする安全性の高い金融資産で運用しております。また、デリバティブ取引については、保有する投資信託に係る将来の為替及び価格の変動によるリスクの軽減を目的としているため金銭の信託及び投資有価証券の範囲内で行うこととし、投機目的のためのデリバティブ取引は行わない方針であります。

これらの必要な資金については、内部留保を充てております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

未収委託者報酬については、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えております。また、未収運用受託報酬については、信託財産から運用受託者に対して支払われる場合は、ファンドという相手方の性質上、信用リスク及び流動性リスクは極めて低いものと考えており、顧客から直接運用受託者に対して支払われる場合は、当該顧客の信用リスクに晒されておりますが、顧客ごとに決済期日及び残高を管理することにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

金銭の信託及び投資有価証券は、主に自己で設定した投資信託へのシードマネーの投入によるものであります。

これら投資信託の投資対象は株式、公社債等のため、価格変動リスクや信用リスク、流動性リスク、為替変動リスクに晒されておりますが、それらの一部については為替予約、株価指数先物等のデリバティブ取引によりリスクの軽減を図っております。なお、為替変動リスクに係るヘッジについてはヘッジ会計（繰延ヘッジ）を適用しております。ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「重要な会計方針8.ヘッジ会計の会計処理」をご参照ください。
未払金については、全て1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社では、リスク管理に係る基本方針を「リスク管理規程」として定め、以下のとおり、リスク・カテゴリ毎に管理しております。

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権の管理については、顧客ごとに決済期日及び残高を管理し、また自己査定要領に基づき定期的に債権内容の検討を行うことにより回収懸念の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。
デリバティブ取引は、取引相手先として高格付を有する金融機関に限定しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

有価証券投資については、自己勘定運用方針にて投資限度額や投資期間等を定めており、投資後も適宜時価を把握し、保有状況を継続的に見直しております。投資信託の為替変動リスクに対しては、それらの一部について為替予約を利用してヘッジしております。また、価格変動リスクを軽減するために、株価指数先物等のデリバティブ取引を利用してしております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、年度事業計画を策定し、これに基づいて必要となる資金を検討し、充足する十分な手元流動性を維持することで、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定適用指針」という。）第24-3項を適用した投資信託及び第24-16項を適用した組合出資金等は、次表には含まれておりません（（1）*2、*3及び（注2）、（注4）参照）。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

前事業年度（2024年3月31日）

| 区 分 | 貸借対照表計上額（百万円）（*1） | | | |
|--------------|-------------------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 金銭の信託（*2） | 1,530 | 16,048 | - | 17,579 |
| 投資有価証券（*3） | | | | |
| その他有価証券 | - | 4,517 | - | 4,517 |
| 資産計 | 1,530 | 20,565 | - | 22,096 |
| デリバティブ取引（*4） | | | | |
| 株式関連取引 | (268) | (262) | - | (530) |
| 通貨関連取引 | - | 21 | - | 21 |
| デリバティブ取引計 | (268) | (241) | - | (509) |

（*1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（*2）金銭の信託の信託財産のうち、組合出資金等（貸借対照表計上額1,017百万円）は上記に含めておりません。組合出資金等も含めた金銭の信託の貸借対照表計上額は18,596百万円であります。

（*3）投資有価証券のうち、非上場株式（貸借対照表計上額876百万円）及び組合出資金等（貸借対照表計上額359百万円）は上記に含めておりません。

（*4）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当事業年度（2025年3月31日）

| 区 分 | 貸借対照表計上額（百万円）（*1） | | | |
|-------|-------------------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 金銭の信託 | 2,551 | 15,662 | - | 18,214 |

| | | | | |
|--------------|-------|--------|---|--------|
| 投資有価証券(*3) | | | | |
| その他有価証券 | - | 3,785 | - | 3,785 |
| 資産計 | 2,551 | 19,448 | - | 21,999 |
| デリバティブ取引(*4) | | | | |
| 株式関連取引 | (128) | 235 | - | 106 |
| 通貨関連取引 | - | 78 | - | 78 |
| デリバティブ取引計 | (128) | 314 | - | 185 |

(*1) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*3) 投資有価証券のうち、非上場株式（貸借対照表計上額887百万円）、時価算定適用指針第24-3項の基準価額を時価とみなす取扱いを適用した投資信託（貸借対照表計上額1,976百万円）及び第24-16項を適用した組合出資金等（貸借対照表計上額592百万円）は上記に含めておりません。

(*4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期差入証拠金、未払金は、短期間（1年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用し、基準価額を時価とみなした投資信託はレベルを付しておりません。

デリバティブ取引

株価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指数を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場で取引されているため、その市場価格をレベル1の時価に分類しております。為替予約及びトータルリターンスワップの時価は、為替レートや金利や株価等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が算定した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

(単位:百万円)

| 区分 | 前事業年度 (2024年3月31日) | 当事業年度 (2025年3月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 投資有価証券 | 876 | 887 |
| 関係会社株式 | 6,077 | 6,077 |

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度(2024年3月31日)

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|----------------|--------|---------|----------|------|
| 現金及び預金 | 14,909 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 10,943 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 5,967 | - | - | - |
| 投資有価証券 投資信託 | - | 1,829 | 807 | - |

当事業年度(2025年3月31日)

(単位:百万円)

| | 1年以内 | 1年超5年以内 | 5年超10年以内 | 10年超 |
|----------------|--------|---------|----------|------|
| 現金及び預金 | 18,950 | - | - | - |
| 未収委託者報酬 | 12,164 | - | - | - |
| 未収運用受託報酬 | 6,523 | - | - | - |
| 投資有価証券 投資信託 | - | 2,053 | 2,400 | - |

(注4) 時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託に関する情報

前事業年度(2024年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度（2025年3月31日）

第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

（単位：百万円）

| 区分 | 期首残高 | 当期の損益に計上した額 | その他有価証券評価差額金に計上した額 | 購入、売却及び償還による変動額 | 基準価額を時価とみなすこととした額 | 基準価額を時価とみなさないこととした額 | 期末残高 | 当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益 |
|---------------------|------|-------------|--------------------|-----------------|-------------------|---------------------|-------|---------------------------------------|
| 投資有価証券 (その他有価証券) | - | - | 23 | 2,000 | 1,976 | - | 1,976 | - |

（注）決算日における解約等に関する制限の主な内容は、一定期間の解約制限があるものが1,976百万円であります。

（有価証券関係）

1. 子会社株式

市場価格のある子会社株式はありません。

なお、市場価格のない子会社株式の貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

| 区分 | 前事業年度 (2024年3月31日) | 当事業年度 (2025年3月31日) |
|-------|-----------------------|-----------------------|
| 子会社株式 | 6,077 | 6,077 |

2. その他有価証券

前事業年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|-----------------------------|----------|-------|-----|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他 | 3,394 | 2,593 | 800 |
| 小計 | 3,394 | 2,593 | 800 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他 | 1,123 | 1,410 | 287 |
| 小計 | 1,123 | 1,410 | 287 |
| 合計 | 4,517 | 4,004 | 513 |

当事業年度（2025年3月31日）

（単位：百万円）

| 区分 | 貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|-----------------------------|----------|-------|-----|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他 | 3,110 | 2,402 | 708 |
| 小計 | 3,110 | 2,402 | 708 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他 | 2,651 | 2,712 | 61 |
| 小計 | 2,651 | 2,712 | 61 |
| 合計 | 5,762 | 5,115 | 647 |

非上場株式及び組合出資金等は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」に含めておりません。

なお、市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであります。

（単位：百万円）

| 区分 | 前事業年度 (2024年3月31日) | 当事業年度 (2025年3月31日) |
|--------|-----------------------|-----------------------|
| 非上場株式 | 876 | 887 |
| 組合出資金等 | 359 | 592 |

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

| 区分 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|----|-----|---------|---------|
| | | | |

| | | | |
|-----|-----|---|----|
| その他 | 185 | 1 | 33 |
|-----|-----|---|----|

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）（単位:百万円）

| 区分 | 売却額 | 売却益の合計額 | 売却損の合計額 |
|-----|-----|---------|---------|
| その他 | 528 | 150 | 17 |

（デリバティブ取引関係）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（2024年3月31日）

| 種類 | | 契約額等 (百万円) | 契約額等の うち1年超 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|----|--------------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 店頭 | 為替予約取引 売建 | | | | |
| | 米ドル | 6,735 | - | 4 | 4 |
| | 英ポンド | 288 | - | 0 | 0 |
| | カナダドル | 145 | - | 0 | 0 |
| | スイスフラン | 180 | - | 0 | 0 |
| | 香港ドル | 217 | - | 0 | 0 |
| | ユーロ | 664 | - | 3 | 3 |
| | 合計 | 8,231 | - | 10 | 10 |

（注）上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度（2025年3月31日）

| 種類 | | 契約額等 (百万円) | 契約額等の うち1年超 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|----|--------------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 店頭 | 為替予約取引 売建 | | | | |
| | 米ドル | 5,575 | - | 37 | 37 |
| | 英ポンド | 141 | - | 0 | 0 |
| | カナダドル | 118 | - | 0 | 0 |
| | スイスフラン | 52 | - | 0 | 0 |
| | 香港ドル | 166 | - | 1 | 1 |
| | ユーロ | 425 | - | 1 | 1 |
| | 買建 | | | | |
| | 米ドル | 139 | - | 0 | 0 |
| | 英ポンド | 5 | - | 0 | 0 |
| | カナダドル | 6 | - | 0 | 0 |
| | スイスフラン | 5 | - | 0 | 0 |
| | 香港ドル | 1 | - | 0 | 0 |
| | ユーロ | 16 | - | 0 | 0 |
| | 合計 | 6,654 | - | 41 | 41 |

（注）上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

(2) 株式関連

前事業年度（2024年3月31日）

| 種類 | | 契約額等 (百万円) | 契約額等の うち1年超 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|------|--------------------------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引 | 株価指数先物取引 売建 | 10,306 | - | 268 | 268 |
| 店頭 | トータルリターンズ ワップ取引 売建 | 4,184 | - | 262 | 262 |
| 合計 | | 14,490 | - | 530 | 530 |

（注）上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

当事業年度（2025年3月31日）

| 種類 | | 契約額等 (百万円) | 契約額等の うち1年超 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|------|--------------------------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引 | 株価指数先物取引 売建 | 9,848 | - | 128 | 128 |
| 店頭 | トータルリターンス ワップ取引 売建 | 6,179 | - | 235 | 235 |
| 合計 | | 16,027 | - | 106 | 106 |

(注) 上記取引の評価損益は損益計算書に計上しています。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前事業年度（2024年3月31日）

| ヘッジ 会計の方法 | デリバティブ取引 の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | 契約額等の うち1年超 (百万円) | 時価 (百万円) |
|--------------|------------------|------------------|---------------|-------------------------|-------------|
| 原則的 処理方法 | 為替予約取引 売建 | 投資有価証券 関係会社株式 | | | |
| | 米ドル | | 2,126 | - | 1 |
| | 英ポンド | | 4,586 | - | 7 |
| | スイスフラン | | 28 | - | 0 |
| | 香港ドル | | 83 | - | 0 |
| | ユーロ | | 63 | - | 0 |
| | シンガポールドル | | 448 | - | 1 |
| 合計 | | | 7,337 | - | 10 |

当事業年度（2025年3月31日）

| ヘッジ 会計の方法 | デリバティブ取引 の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | 契約額等の うち1年超 (百万円) | 時価 (百万円) |
|--------------|------------------|------------------|---------------|-------------------------|-------------|
| 原則的 処理方法 | 為替予約取引 売建 | 投資有価証券 関係会社株式 | | | |
| | 米ドル | | 1,947 | - | 13 |
| | 英ポンド | | 4,700 | - | 19 |
| | スイスフラン | | 47 | - | 0 |
| | 香港ドル | | 122 | - | 0 |
| | ユーロ | | 40 | - | 0 |
| | シンガポールドル | | 449 | - | 3 |
| | 買建 | | | | |
| | 米ドル | 16 | - | 0 | |
| | 香港ドル | 94 | - | 0 | |
| 合計 | | | 7,419 | - | 36 |

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度を、また、確定拠出型の制度として確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|-------------|--|--|
| 退職給付債務の期首残高 | 911 | 993 |

| | | |
|----------------|-----|-----|
| 勤務費用 | 149 | 165 |
| 利息費用 | 3 | 3 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 11 | 150 |
| 退職給付の支払額 | 85 | 42 |
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 1 | 0 |
| 退職給付債務の期末残高 | 993 | 970 |

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表
該当事項はありません。

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (2024年3月31日) | 当事業年度 (2025年3月31日) |
|---------------------|-----------------------|-----------------------|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 993 | 970 |
| 未認識数理計算上の差異 | 17 | 134 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 975 | 1,104 |
| 退職給付引当金 | 975 | 1,104 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 975 | 1,104 |

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位：百万円)

| | 前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|-----------------|--|--|
| 勤務費用 | 149 | 165 |
| 利息費用 | 3 | 3 |
| 数理差異償却 | 0 | 1 |
| 簡便法で計算した退職給付費用 | 1 | 0 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 155 | 171 |

(5) 年金資産に関する事項
該当事項はありません。

(6) 数理計算上の計算基礎に関する事項

| | 前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|-----|--|--|
| 割引率 | 0.4% | 2.0% |

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度122百万円、当事業年度134百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 前事業年度 (2024年3月31日) | | 当事業年度 (2025年3月31日) | |
|----------------|-----------------------|-----|-----------------------|-----|
| 繰延税金資産 | | | | |
| 未払事業税 | 63 | 百万円 | 104 | 百万円 |
| 賞与引当金算入限度超過額 | 220 | " | 235 | " |
| 退職給付引当金算入限度超過額 | 298 | " | 348 | " |
| 税務上の費用認識差額 | 256 | " | 94 | " |
| 繰延ヘッジ損益 | 472 | " | 486 | " |
| その他 | 78 | " | 169 | " |
| 繰延税金資産 合計 | 1,390 | " | 1,437 | " |
| 繰延税金負債 | | | | |
| 有価証券評価差額 | 159 | " | 209 | " |
| その他 | 35 | " | 43 | " |
| 繰延税金負債 合計 | 194 | " | 252 | " |
| 繰延税金資産の純額 | 1,196 | " | 1,184 | " |

(注) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）」が2025年3月31日に成立したことに伴い、2026年4月1日以後に開始する事業年度から「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.62%から、2026年4月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.52%となります。この税率変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）が18百万円増加、繰延ヘッジ損益が13百万円増加、その他有価証券評価差額金が5百万円減少し、当事業年度に計上された法人税等調整額の金額が10百万円減少しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

| | 前事業年度 (2024年3月31日) | 当事業年度 (2025年3月31日) |
|----------------------|-----------------------|-----------------------|
| 法定実効税率 (調整) | - | 30.62% |
| 交際費等永久に損金に算入されない項目 | - | 0.14% |
| 受取配当金等永久に益金に算入されない項目 | - | 0.06% |
| 法人税等還付税額 | - | 1.59% |
| その他 | - | 0.10% |
| 税効果会計適用後の法人税等の負担率 | - | 29.01% |

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針7. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において

存在する顧客との契約から翌事業年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

| 顧客の名称 | 営業収益 |
|--------------|-----------|
| 三井住友信託銀行株式会社 | 10,223百万円 |

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

| 顧客の名称 | 営業収益 |
|--------------|-----------|
| 三井住友信託銀行株式会社 | 11,023百万円 |

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

（関連当事者情報）

1. 関連当事者との取引

財務諸表提出会社と関連当事者の取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社及び関連会社等
重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等

前事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 (百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|---------|-------------|---------|-------------------|------------|---------------------------|-----------|------------|---------------|----------|---------------|
| 親会社の子会社 | 三井住友信託銀行(株) | 東京都千代田区 | 342,037 | 信託業務及び銀行業務 | - | 営業上の取引 | 運用受託報酬 | 9,926 | 未収運用受託報酬 | 5,520 |
| | | | | | | | 投信販売代行手数料等 | 10,187 | 未払手数料 | 2,482 |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
運用受託報酬
各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。
投信販売代行手数料等
ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

当事業年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

| 種類 | 会社等の名称又は氏名 | 所在地 | 資本金又は出資金 (百万円) | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有 (被所有) 割合(%) | 関連当事者との関係 | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) |
|---------|-------------|---------|-------------------|------------|---------------------------|-----------|------------|---------------|----------|---------------|
| 親会社の子会社 | 三井住友信託銀行(株) | 東京都千代田区 | 342,037 | 信託業務及び銀行業務 | - | 営業上の取引 | 運用受託報酬 | 10,721 | 未収運用受託報酬 | 5,856 |
| | | | | | | | 投信販売代行手数料等 | 11,500 | 未払手数料 | 2,813 |

(注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 取引条件及び取引条件の決定方針等
運用受託報酬
各運用受託案件について、それぞれ合理的な水準にて助言料率を決定しております。
投信販売代行手数料等
ファンド毎の手数料率については、一般取引先に対する取引条件と同様に決定されております。

(エ) 財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等
該当事項はありません。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

前事業年度（2024年3月31日）

三井住友トラスト・ホールディングス株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

当事業年度（2025年3月31日）

三井住友トラストグループ株式会社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

| | 前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 1株当たり純資産額 | 22,367,677円92銭 | 23,352,414円83銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 1,528,527円02銭 | 1,929,475円95銭 |

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) | 当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) |
|--------------|--|--|
| 当期純利益 | 4,585百万円 | 5,788百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | - | - |
| 普通株式に係る当期純利益 | 4,585百万円 | 5,788百万円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 3,000株 | 3,000株 |

中間貸借対照表

(単位：百万円)

第40期中間会計期間末

(2025年9月30日)

資産の部

流動資産

| | | |
|----------|--|--------|
| 現金及び預金 | | 17,328 |
| 金銭の信託 | | 21,058 |
| 未収委託者報酬 | | 12,730 |
| 未収運用受託報酬 | | 6,346 |
| 短期差入証拠金 | | 2,629 |
| その他 | | 3,480 |
| 流動資産合計 | | 63,574 |

固定資産

| | | |
|----------|---|-------|
| 有形固定資産 | 1 | 480 |
| 無形固定資産 | | |
| ソフトウェア | | 7,654 |
| その他 | | 84 |
| 無形固定資産合計 | | 7,738 |

投資その他の資産

| | | |
|------------|--|--------|
| 投資有価証券 | | 6,744 |
| 関係会社株式 | | 6,416 |
| 繰延税金資産 | | 1,262 |
| その他 | | 31 |
| 投資その他の資産合計 | | 14,455 |

| | | |
|--------|--|--------|
| 固定資産合計 | | 22,674 |
|--------|--|--------|

| | | |
|------|--|--------|
| 資産合計 | | 86,248 |
|------|--|--------|

負債の部

流動負債

| | | |
|--------|---|--------|
| 未払金 | | 8,801 |
| 未払法人税等 | | 1,519 |
| 賞与引当金 | | 526 |
| その他 | 2 | 1,602 |
| 流動負債合計 | | 12,450 |

固定負債

| | |
|---------|--------|
| 退職給付引当金 | 1,141 |
| 資産除去債務 | 154 |
| その他 | 65 |
| 固定負債合計 | 1,361 |
| 負債合計 | 13,812 |

(単位：百万円)

第40期中間会計期間末

(2025年9月30日)

純資産の部

株主資本

| | |
|-----|-------|
| 資本金 | 2,000 |
|-----|-------|

資本剰余金

| | |
|----------|--------|
| その他資本剰余金 | 17,239 |
|----------|--------|

| | |
|---------|--------|
| 資本剰余金合計 | 17,239 |
|---------|--------|

利益剰余金

| | |
|-------|-----|
| 利益準備金 | 500 |
|-------|-----|

その他利益剰余金

| | |
|-------|-------|
| 別途積立金 | 2,100 |
|-------|-------|

| | |
|---------|--------|
| 繰越利益剰余金 | 51,174 |
|---------|--------|

| | |
|---------|--------|
| 利益剰余金合計 | 53,774 |
|---------|--------|

株主資本合計

73,013

評価・換算差額等

| | |
|--------------|-----|
| その他有価証券評価差額金 | 503 |
|--------------|-----|

| | |
|---------|-------|
| 繰延ヘッジ損益 | 1,081 |
|---------|-------|

| | |
|------------|-----|
| 評価・換算差額等合計 | 577 |
|------------|-----|

純資産合計

72,436

負債・純資産合計

86,248

中間損益計算書

(単位：百万円)

第40期中間会計期間

(自 2025年4月1日

至 2025年9月30日)

営業収益

| | |
|-------|--------|
| 委託者報酬 | 25,098 |
|-------|--------|

| | |
|--------|-------|
| 運用受託報酬 | 5,803 |
|--------|-------|

| | |
|---------|-----|
| その他営業収益 | 198 |
|---------|-----|

| | |
|--------|--------|
| 営業収益合計 | 31,100 |
|--------|--------|

営業費用

19,072

一般管理費

| | |
|---|-------|
| 1 | 7,553 |
|---|-------|

| | |
|------|-------|
| 営業利益 | 4,473 |
|------|-------|

| | | |
|-------|---|-------|
| 営業外収益 | 2 | 3,157 |
|-------|---|-------|

| | | |
|-------|---|-------|
| 営業外費用 | 3 | 2,992 |
|-------|---|-------|

| | |
|------|-------|
| 経常利益 | 4,638 |
|------|-------|

| | |
|----------|-------|
| 税引前中間純利益 | 4,638 |
|----------|-------|

| | |
|--------------|-------|
| 法人税、住民税及び事業税 | 1,524 |
|--------------|-------|

| | |
|---------|-----|
| 過年度法人税等 | 150 |
|---------|-----|

| | |
|---------|----|
| 法人税等調整額 | 89 |
|---------|----|

| | |
|--------|-------|
| 法人税等合計 | 1,284 |
| 中間純利益 | 3,354 |

中間株主資本等変動計算書
第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

（単位：百万円）

| | 株主資本 | | |
|---------------------------|-------|----------|---------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | |
| | | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 |
| 当期首残高 | 2,000 | 17,239 | 17,239 |
| 当中間期変動額 | | | |
| 剰余金の配当 | | | |
| 中間純利益 | | | |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額） | | | |
| 当中間期変動額合計 | - | - | - |
| 当中間期末残高 | 2,000 | 17,239 | 17,239 |

| | 株主資本 | | | | 株主資本合計 |
|---------------------------|-------|----------|-------------|-------------|--------|
| | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 | |
| | | 別途積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 500 | 2,100 | 48,819 | 51,419 | 70,658 |
| 当中間期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | 999 | 999 | 999 |
| 中間純利益 | | | 3,354 | 3,354 | 3,354 |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額） | | | | | |
| 当中間期変動額合計 | - | - | 2,354 | 2,354 | 2,354 |
| 当中間期末残高 | 500 | 2,100 | 51,174 | 53,774 | 73,013 |

| | 評価・換算差額等 | | | 純資産合計 |
|---------------------------|------------------|---------|----------------|--------|
| | その他有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ損益 | 評価・換算差額等 合計 | |
| 当期首残高 | 454 | 1,056 | 601 | 70,057 |
| 当中間期変動額 | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | 999 |
| 中間純利益 | | | | 3,354 |
| 株主資本以外の項目の 当中間期変動額（純額） | 48 | 24 | 23 | 23 |
| 当中間期変動額合計 | 48 | 24 | 23 | 2,378 |
| 当中間期末残高 | 503 | 1,081 | 577 | 72,436 |

注記事項
（重要な会計方針）

| 第40期中間会計期間 （自 2025年4月1日 至 2025年9月30日） |
|--|
| <p>1. 資産の評価基準及び評価方法</p> <p>(1) 有価証券</p> <p> 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法によっております。</p> <p> その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 時価法によっております。 （評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定してあります。）</p> |

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法によっております。

なお、投資事業有限責任組合への出資については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な直近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

(2) デリバティブ

時価法によっております。

(3) 金銭の信託

時価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

(2) 無形固定資産

定額法によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：発生事業年度に損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

なお、退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当中間会計期間末の自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を一部適用しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社は投資運用、投資助言・代理を業として行っており、当該事業において顧客との契約から生じる主な履行義務の内容及び当履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

(1) 投資信託委託業務

当社は、投資信託契約に基づき投資信託委託サービスを提供し、商品の運用資産残高（以下「AUM」という。）に応じて手数料を受領しております。当該収益は、日次等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(2) 投資一任業務

当社は、投資一任契約に基づき投資一任サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(3) 投資助言業務

当社は、投資顧問（助言）契約に基づき投資助言サービスを提供し、ファンドのAUMに応じて手数料を受領しております。当該収益は、年4回等契約で定められた時期に各ファンドのAUMに固定料率を乗じて計算され、契約期間にわたり認識されます。

(4) 成功報酬

当社がファンドの運用成果に応じて受領する成功報酬は、投資一任契約のもと、報酬を受領することが確実であり、将来返還する可能性が無いと合理的に判断した時点で収益を認識しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として計上しております。

6. ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段は為替予約、ヘッジ対象は投資有価証券であります。

(3) ヘッジ方針

自己勘定運用管理規程等に基づき、ヘッジ対象に係る為替変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計額を比較して有効性を判定しております。

7. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(中間貸借対照表関係)

第40期中間会計期間末
(2025年9月30日)

| | | |
|---|--|----------|
| 1 | 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,259百万円 |
| 2 | 仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。 | |

(中間損益計算書関係)

第40期中間会計期間
(自 2025年4月1日
至 2025年9月30日)

| | | |
|---|------------|----------|
| 1 | 減価償却実施額 | |
| | 有形固定資産 | 62百万円 |
| | 無形固定資産 | 1,102百万円 |
| 2 | 営業外収益の主要項目 | |
| | 金銭の信託運用益 | 2,976百万円 |
| 3 | 営業外費用の主要項目 | |
| | デリバティブ費用 | 2,762百万円 |
| | 為替差損 | 215百万円 |

（中間株主資本等変動計算書関係）

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1．発行済株式に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度期首 | 増加 | 減少 | 当中間会計期間末 |
|---------|---------|----|----|----------|
| 普通株式（株） | 3,000 | - | - | 3,000 |

2．自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3．配当に関する事項

（1）配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額（百万円） | 1株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|----------------------|-------|-------------|-------------|------------|------------|
| 2025年6月20日 定時株主総会 | 普通株式 | 999 | 333,333 | 2025年3月31日 | 2025年6月23日 |

（2）基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの

該当事項はありません。

（リース取引関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

（金融商品関係）

第40期中間会計期間末（2025年9月30日）

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下、「時価算定適用指針」という。）第24-3項を適用した投資信託及び第24-16項を適用した組合出資金等は、次表には含まれておりません（（1）*2及び（注2）、（注3）参照）。

また、金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

（1）時価をもって中間貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

| 区分 | 中間貸借対照表計上額（百万円）（*1） | | | |
|--------------|---------------------|--------|------|--------|
| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
| 金銭の信託 | 2,966 | 18,092 | - | 21,058 |
| 投資有価証券(*2) | | | | |
| 其他有価証券 | - | 3,217 | - | 3,217 |
| 資産計 | 2,966 | 21,309 | - | 24,276 |
| デリバティブ取引(*3) | | | | |
| 株式関連取引 | (114) | (134) | - | (249) |
| 通貨関連取引 | - | (4) | - | (4) |
| デリバティブ取引計 | (114) | (138) | - | (253) |

(*1)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(*2)投資有価証券のうち、非上場株式（中間貸借対照表計上額912百万円）、時価算定適用指針第24-3項の基準価額を時価

とみなす取扱いを適用した投資信託（中間貸借対照表計上額1,987百万円）及び第24-16項を適用した組合出資金等（中間貸借対照表計上額627百万円）は上記に含めておりません。

(*3)デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

- (2) 時価をもって中間貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債
現金及び預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬、短期差入証拠金、未払金は、短期間（1年以内）で決済されるものが大半を占めており、時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

金銭の信託の信託財産のうち、上場投資信託は、取引所の価格を時価としており、市場の活発性に基づき、レベル1の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。金銭の信託の信託財産のうち、銀行勘定貸については取引先金融機関から提供された価格により算定しており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

投資有価証券

私募投信等、市場における取引価格が存在しない投資信託については、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要な制限がない場合には基準価額等を時価としており、レベル2の時価に分類しております。時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用し、基準価額を時価とみなした投資信託はレベルを付してありません。

デリバティブ取引

株価指数先物の時価は、金融商品取引所が定める清算指数を用いて評価しております。株価指数先物は活発な市場で取引されているため、その市場価格をレベル1の時価に分類しております。為替予約及びトータルリターンスワップの時価は、為替レートや金利や株価等の観察可能なインプットを用いた割引現在価値法等により取引先金融機関が算定した価格を時価の算定に用いており、当該価格は活発な市場における相場価格とは認められないため、レベル2の時価に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次の通りであります。

(単位：百万円)

| 区分 | 中間貸借対照表計上額 |
|--------|------------|
| 投資有価証券 | 912 |
| 関係会社株式 | 6,416 |

(注3) 時価算定適用指針第24-3項の取扱いを適用した投資信託に関する情報
第24-3項の取扱いを適用した投資信託の期首残高から期末残高への調整表

(単位：百万円)

| 区分 | 期首残高 | 当期の損益に計上した額 | その他有価証券評価差額金に計上した額 | 購入、売却及び償還による変動額 | 基準価額を時価とみなすこととした額 | 基準価額を時価とみなさないこととした額 | 期末残高 | 当期の損益に計上した額のうち貸借対照表日において保有する投資信託の評価損益 |
|-----------------|-------|-------------|--------------------|-----------------|-------------------|---------------------|-------|---------------------------------------|
| 投資有価証券(その他有価証券) | 1,976 | - | 10 | - | 1,987 | - | 1,987 | - |

(注) 決算日における解約等に関する制限の主な内容は、一定期間の解約制限があるものが1,987百万円であります。

(有価証券関係)

第40期中間会計期間末（2025年9月30日）

1. 子会社株式及び関連会社株式

市場価格のある子会社株式及び関連会社株式はありません。

なお、市場価格のない子会社株式及び関連会社株式の中間貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| | 中間貸借対照表計上額 |
|--------|------------|
| 子会社株式 | 6,077 |
| 関連会社株式 | 338 |
| 合計 | 6,416 |

2. その他有価証券

(単位：百万円)

| 区分 | 中間貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|-----------------------------|------------|-------|-----|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの その他 | 2,833 | 2,106 | 727 |
| 小計 | 2,833 | 2,106 | 727 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの その他 | 2,371 | 2,406 | 35 |
| 小計 | 2,371 | 2,406 | 35 |
| 合計 | 5,204 | 4,512 | 692 |

(注) 非上場株式（中間貸借対照表計上額912百万円）及び組合出資金等（中間貸借対照表計上額627百万円）は、市場価格のない株式等のため、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(デリバティブ取引関係)

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1)通貨関連

| 種類 | | 契約額等 (百万円) | 契約額等の うち1年超 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|----|--------------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 店頭 | 為替予約取引 売建 | | | | |
| | 米ドル | 6,208 | - | 6 | 6 |
| | 英ポンド | 127 | - | 0 | 0 |
| | カナダドル | 83 | - | 0 | 0 |
| | スイスフラン | 46 | - | 0 | 0 |
| | 香港ドル | 152 | - | 0 | 0 |
| | ユーロ | 342 | - | 0 | 0 |
| 合計 | | 6,960 | - | 5 | 5 |

(注) 上記取引の評価損益は中間損益計算書に計上しています。

(2)株式関連

| 種類 | | 契約額等 (百万円) | 契約額等の うち1年超 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|------|----------------------|---------------|-------------------------|-------------|---------------|
| 市場取引 | 株価指数先物取引 売建 | 11,572 | - | 114 | 114 |
| 店頭 | トータルリターンスワップ取引 売建 | 5,235 | - | 134 | 134 |
| 合計 | | 16,807 | - | 249 | 249 |

(注) 上記取引の評価損益は中間損益計算書に計上しています。

2. ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1)通貨関連

| ヘッジ 会計の方法 | デリバティブ取引 の種類等 | 主なヘッジ対象 | 契約額等 (百万円) | 契約額等の うち1年超 (百万円) | 時価 (百万円) |
|--------------|------------------|---------|---------------|-------------------------|-------------|
| 原則的 処理方法 | 為替予約取引 売建 | 投資有価証券 | | | |
| | 米ドル | | 739 | - | 0 |
| | 英ポンド | | 830 | - | 1 |
| | スイスフラン | | 31 | - | 0 |
| | 香港ドル | | 27 | - | 0 |
| | ユーロ | | 52 | - | 0 |
| | 合計 | | | 1,681 | - |

(資産除去債務関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針4. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

当社は資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

| 顧客の名称 | 営業収益 |
|--------------|----------|
| 三井住友信託銀行株式会社 | 5,312百万円 |

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）
該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）
該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

第40期中間会計期間（自 2025年4月1日 至 2025年9月30日）
該当事項はありません。

(1株当たり情報)

| 第40期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) | |
|---|----------------|
| 1株当たり純資産額 | 24,145,344円27銭 |
| 1株当たり中間純利益 | 1,118,322円76銭 |
| なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在していないため記載していません。 | |

(注) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| 第40期中間会計期間 (自 2025年4月1日 至 2025年9月30日) | |
|---|----------|
| 中間純利益 | 3,354百万円 |
| 普通株主に帰属しない金額 | - |
| 普通株式に係る中間純利益 | 3,354百万円 |
| 普通株式の期中平均株式数 | 3,000株 |

5 その他

< 訂正前 >

(前略)

(2) 訴訟事件その他の重要事項

2025年10月14日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

< 訂正後 >

(前略)

(2) 訴訟事件その他の重要事項

2026年 6月16日現在、訴訟事件その他委託会社及びファンドに重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実は生じておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1 名称、資本金の額及び事業の内容

< 訂正前 >

(前略)

(2)販売会社

| 名称 | 資本金の額（百万円） （2025年3月末日現在） | 事業の内容 |
|-----------------|-----------------------------|---|
| 三井住友信託銀行株式会社__1 | 342,037 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。 |
| 株式会社SBI証券__2 | 54,323 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 楽天証券株式会社__2 | 19,495 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| マネックス証券株式会社__2 | 13,195 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

1：三井住友信託銀行株式会社は、当初申込期間においては委託会社による買付に係る取得申込みのみを取扱い、継続申込期間は募集・販売業務を取扱いません。

2：株式会社SBI証券、楽天証券株式会社及びマネックス証券株式会社は、2025年10月31日より募集・販売等の取扱いを行います。

<訂正後>

(前略)

(2)販売会社

| 名称 | 資本金の額（百万円） （2025年3月末日現在） | 事業の内容 |
|----------------|-----------------------------|---|
| 三井住友信託銀行株式会社__ | 342,037 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。 |
| 株式会社SBI証券 | 54,323 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 楽天証券株式会社 | 19,495 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| マネックス証券株式会社 | 13,195 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| 松井証券株式会社 | 11,945 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |
| あかつき証券株式会社 | 3,067 | 金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

三井住友信託銀行株式会社は、当初申込期間においては委託会社による買付に係る取得申込みのみを取扱い、継続申込期間は募集・販売業務を取扱いません。

独立監査人の監査報告書

2026年5月28日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 中島紀子

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているSMT 米国高配当&自社株買いファンド（年4回決算型）の2025年10月31日から2026年3月16日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、SMT 米国高配当&自社株買いファンド（年4回決算型）の2026年3月16日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファン드는継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

2025年6月2日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 三 上 和 彦指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 田 中 洋 一**監査意見**

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第39期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

2025年12月1日

三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

三 上 和 彦

指定有限責任社員
業務執行社員

公認会計士

成 田 慎 一 郎

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの第40期事業年度の中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間

財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

2. XBR Lデータは中間監査の対象には含まれていません。